

# 資産の管理・運用基準

平成24年3月28日  
理事会決議

協会の資産の管理・運用は、次により行うものとする。

## 1 運用対象及び割合等

(1) 運用対象は、次の通りとする。

- ① 預・貯金
- ② 国債、地方債、政府保証債及び金融債
- ③ 金銭・貸付信託
- ④ 事業債
- ⑤ 円建外債
- ⑥ 新株予約権付社債
- ⑦ 公社債投資信託
- ⑧ 株式及び投資信託（⑦を除き、代替投資商品を含む。）
- ⑨ 外貨建の預金及び有価証券
- ⑩ 上記①～⑨に準ずる性質を有する有価証券等の資産

(2) 運用にあたっては、分散投資に努めるものとし、1発行体に対する運用割合等は次の通りとする。

- イ ④事業債、⑤円建外債、⑥新株予約権付社債、⑦公社債投資信託（⑩に掲げる資産のうち④～⑦に準ずる性質を有する有価証券等の資産を含む。）の1発行体に対する運用額は、運用資産総額の20%以下とする。
- ロ ⑧株式及び投資信託、⑨外貨建の預金及び有価証券（⑩に掲げる資産のうち⑧、⑨に準ずる性質を有する有価証券等の資産を含み、ヘッジにより元利金が円貨により確定しているものを除く。）の1発行体に対する運用額は、運用資産総額の10%以下とし、これらに対する運用総額は、運用資産総額の30%以下とする。

なお、上記の⑧及び⑨の資産に運用する場合には、あらかじめ理事会の承認を得るものとする。

(3) ④事業債、⑤円建外債、⑥新株予約権付社債については、信用ある格付機関の格付がBBB格以上のものとする。

## 2 運用状況の理事会への報告等

会長は、この基準に基づく資産の適正かつ効率的な運用に努め、毎事業年度終了後に、

運用資産の状況を理事会に報告するものとする。

#### 附 則（平成 24 年 3 月 28 日）

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成 24 年 7 月 2 日）から施行する。